

在宅医療において積極的役割を担う 医療機関等について

令和5年(2023年)6月

熊本県健康福祉部認知症対策・地域ケア推進課

「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」の記載事項

「在宅医療の体制構築に係る指針」

第2 医療体制の構築に必要な事項

2 各医療機能と連携

(5) 在宅医療において積極的役割を担う医療機関

前記(1)から(4)までに掲げる目標の達成に向けて、自ら24時間対応体制の在宅医療を提供するとともに、他の医療機関の支援も行いながら、医療や介護、障害福祉の現場での多職種連携の支援を行う病院・診療所を、在宅医療において積極的役割を担う医療機関として医療計画に位置付けること。

また、在宅医療において積極的役割を担う医療機関については、在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院等の地域において在宅医療を担っている医療機関の中から位置付けることが想定される。

なお、医療資源の整備状況が地域によって大きく異なることを勘案し、在宅医療において積極的役割を担う医療機関以外の診療所及び病院についても、地域の実情に応じて、引き続き、地域における在宅医療に必要な役割を担うこととする。

「在宅医療の体制構築に係る指針」において、①退院支援、②日常療養支援、③急変時の対応、④看取りの在宅医療の4つの機能の整備に向け、「在宅医療において、積極的役割を担う医療機関」を、医療計画に位置付けることとされている。

① 目標

- ・在宅医療の提供及び他医療機関の支援を行うこと
- ・多職種が連携し、包括的、継続的な在宅医療を提供するための支援を行うこと
- ・災害時及び災害に備えた体制構築への対応を行うこと
- ・患者の家族等への支援を行うこと

② 在宅医療において積極的役割を担う医療機関に求められる事項

- ・医療機関(特に一人の医師が開業している診療所)が必ずしも対応しきれない夜間や医師不在時、患者の病状の急変時等における診療の支援を行うこと
- ・在宅での療養に移行する患者にとって必要な医療及び介護、障害福祉サービスが十分確保できるよう、関係機関に働きかけること
- ・臨床研修制度における地域医療研修において、在宅医療の現場での研修を受ける機会等の確保に努めること
- ・災害時等にも適切な医療を提供するための計画(人工呼吸器等の医療機器を使用している患者の搬送等に係る計画を含む。)を策定し、他の医療機関等の計画策定等の支援を行うこと
- ・地域包括支援センター等と協働しつつ、療養に必要な医療及び介護、障害福祉サービスや家族等の負担軽減につながるサービスを適切に紹介すること
- ・入院機能を有する医療機関においては、患者の病状が急変した際の受入れを行うこと

「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の記載事項

「在宅医療の体制構築に係る指針」

第2 医療体制の構築に必要な事項

2 各医療機能と連携

(6) 在宅医療に必要な連携を担う拠点

前記(1)から(4)までに掲げる目標の達成に向けて、地域の実情に応じ、病院、診療所、訪問看護事業所、地域医師会等関係団体、保健所、市町村等の主体のいずれかを在宅医療に必要な連携を担う拠点として医療計画に位置付けること。

在宅医療に必要な連携を担う拠点を医療計画に位置付ける際には、市町村が在宅医療・介護連携推進事業において実施する取組との連携を図ることが重要である。

また、在宅医療・介護連携推進事業の実施主体と、在宅医療に必要な連携を担う拠点とが同一となることも想定される。さらに障害福祉に係る相談支援の取組との整合性に留意し、事前に市町村と十分に協議することが重要である。

なお、前項の在宅医療において積極的役割を担う医療機関が在宅医療に必要な連携を担う拠点となることも可能である。

「在宅医療の体制構築に係る指針」において、①退院支援、②日常療養支援、③急変時の対応、④看取りの在宅医療の4つの機能の整備に向け、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」を、医療計画に位置付けることとされている。

① 目標

- ・多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療の提供体制の構築を図ること
- ・在宅医療に関する人材育成を行うこと
- ・在宅医療に関する地域住民への普及啓発を行うこと
- ・災害時及び災害に備えた体制構築への支援を行うこと

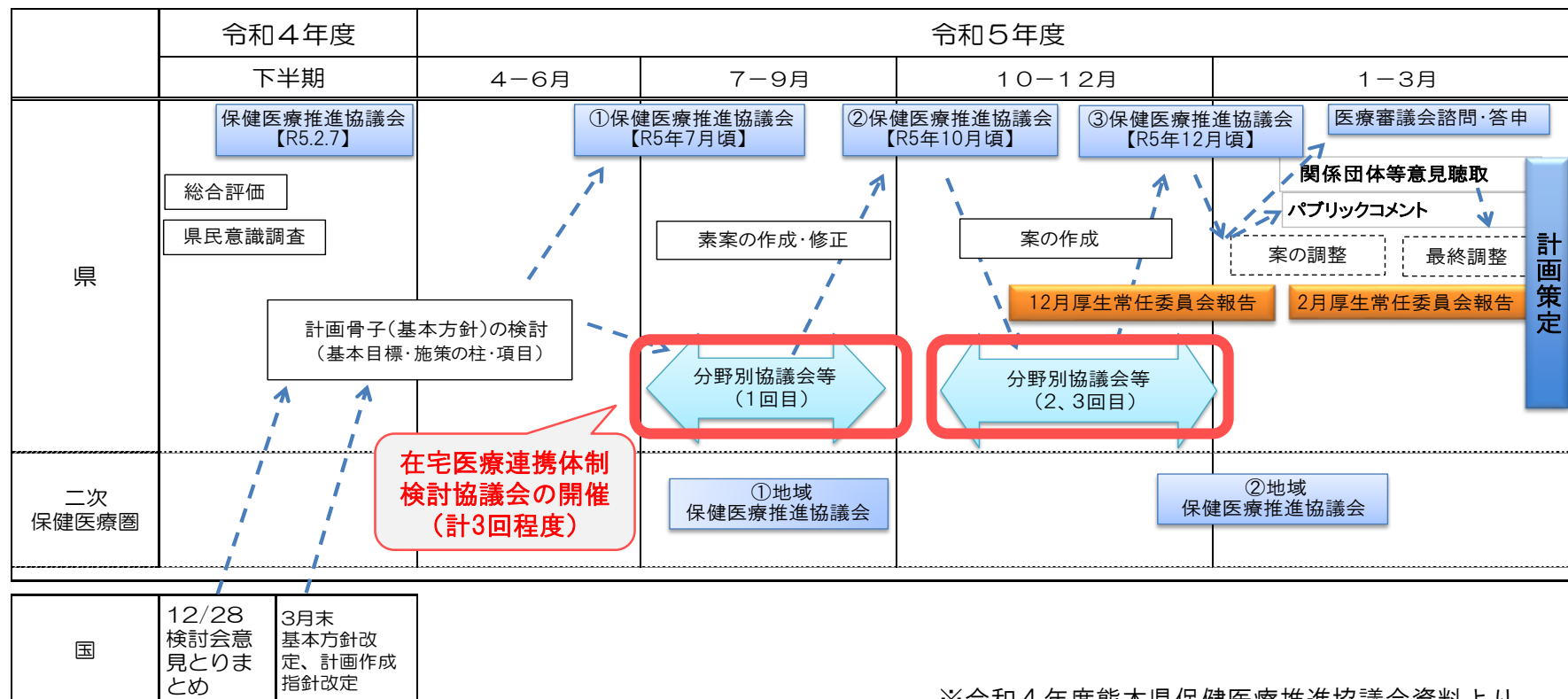
② 在宅医療において必要な連携を担う拠点に求められる事項

- ・地域の医療及び介護、障害福祉の関係者による会議を定期的を開催し、在宅医療における提供状況の把握、災害時対応を含む連携上の課題の抽出及びその対応策の検討等を実施すること
- ・地域包括ケアシステムを踏まえた在宅医療の提供体制を整備する観点から、地域の医療及び介護、障害福祉サービスについて、所在地や機能等を把握し、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等と連携しながら、退院時から看取りまでの医療や介護、障害福祉サービスにまたがる様々な支援を包括的かつ継続的に提供するよう、関係機関との調整を行うこと
- ・質の高い在宅医療をより効率的に提供するため、関係機関の連携による急変時の対応や24時間体制の構築や多職種による情報共有の促進を図ること
- ・在宅医療に係る医療及び介護、障害福祉関係者に必要な知識・技能に関する研修の実施や情報の共有を行うこと
- ・在宅医療に関する地域住民への普及啓発を実施すること

(関係機関の例) 病院、診療所、薬局、訪問看護事業所、居宅介護支援事業所、訪問介護事業所、介護保険施設、その他の介護施設・事業所、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、相談支援事業所、消防機関

第8次熊本県保健医療計画策定に向けたスケジュール

- 令和4年度は、(1)第7次計画の総合評価、(2)県民意識調査、(3)第8次計画の計画骨子(基本目標・施策の柱・項目等)の検討などの準備作業を実施。
- 令和5年度は、国が示す基本方針をもとに、第8次計画の内容について検討・作成に着手し、保健医療推進協議会の意見をはじめ、分野別協議会等の意見も反映しながら、策定作業を進めていく。



※令和4年度熊本県保健医療推進協議会資料より

熊本県在宅医療連携体制検討協議会

熊本県在宅医療連携体制検討協議会設置要綱

熊本県在宅医療連携体制検討協議会構成団体(R3～R5年度)

(目的)

第1条 本県における在宅医療を取り巻く現状把握、課題の抽出を行うとともに今後の在宅医療連携体制のあり方等について検討を行うため、熊本県在宅医療連携体制検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 在宅医療の現状・課題の分析
- (2) 熊本県保健医療計画のうち在宅医療に関すること
- (3) 在宅医療連携体制に関すること
- (4) 訪問看護に関すること
- (5) その他在宅医療の推進に必要な事項

(組織)

第3条 協議会の委員は、保健・医療・福祉関係者、学識経験者、その他知事が必要と認める者等で構成する。

- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。

(会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(部会)

第6条 協議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会長は、会長が指名する。
- 3 部会の会議は、部会長が招集し、会議の議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、熊本県健康福祉部長寿社会局認知症対策・地域ケア推進課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

	団体名	職名	氏名	
学識 経験者	1 九州看護福祉大学	副学長・看護学科長	生野 繁子	
	会長	2 公益社団法人熊本県医師会	副会長	金澤 知徳
		3 公益社団法人熊本県医師会	理事	中村 英一
		4 公益社団法人熊本県精神科協会	副会長	犬飼 邦明
	5 熊本ホスピス緩和ケア協会	代表	前田 達観	
	6 一般社団法人熊本県歯科医師会	副会長	松本 信久	
	7 公益社団法人熊本県薬剤師会	常務理事	久保田 忍	
	8 公益社団法人熊本県看護協会	副会長	永野 智子	
	医療関 係団体	9 公益社団法人熊本県栄養士会	常任理事	福島 貴子
		10 公益社団法人熊本県理学療法士協会	理事	竹内 久美
		11 一般社団法人熊本県作業療法士会	会長	内田 正剛
		12 一般社団法人熊本県言語聴覚士会	副会長	池田 健吾
		13 公益社団法人熊本県歯科衛生士会	副会長	中村 加代子
		14 熊本地域リハビリテーション支援協議会	理事	松本 武士
副会長		15 熊本県訪問看護ステーション連絡協議会	理事	木村 浩美
		16 一般社団法人熊本県医療ソーシャルワーカー協会	会長	久保 茂樹
福祉関 係団体		17 一般社団法人熊本県介護支援専門員協会	副会長	藤井 美香
		18 熊本県地域密着型サービス連絡会	代表世話人	川原 秀夫
	19 熊本県老人福祉施設協議会	理事	鴻江 圭子	
	20 一般社団法人熊本県老人保健施設協会	会長	山田 和彦	
	21 熊本県民生委員児童委員協議会	会長	季平 聖也	
	22 一般社団法人熊本県介護福祉士会	会長	石本 淳也	
	23 一般社団法人熊本県社会福祉士会	会長	深谷 誠了	
	24 社会福祉法人熊本県社会福祉協議会	事務局長	江口 俊治	
	25 熊本県地域包括・在宅介護支援センター協議会	会長	鴻江 圭子	
	26 熊本県特定施設入居者生活介護事業者連絡協議会	理事	高江 康明	
	27 熊本県ホームヘルパー協議会	副会長	吉田 沙紀	
医療機 関	28 熊本大学病院	病院長	馬場 秀夫	
	29 上天草市立上天草総合病院	病院長	脇田 富雄	
	30 国保水俣市立総合医療センター	院長	阿部 道雄	
	31 医療法人社団金森会 金森医院	理事長	金森 正周	
	32 医療法人木生会 安成医院	院長	安成 英文	
住民代 表	33 公益社団法人熊本県老人クラブ連合会	熊本市老人クラブ連 合会副会長	渡邊 新介	
	34 熊本県地域婦人会連絡協議会	副会長	植村 米子	
保健・ 行政 関係 機関	35 熊本県市町村保健師協議会	理事	森山 智子	
	36 御船町	福祉課長	西本 和美	
	37 熊本県保健所長会	熊本県阿蘇保健所長	小宮 智	